

自治紛争処理委員による審決手続及び調査審理の経過

日 付	内 容
令和5年11月1日	申請人は、地方自治法第255条の4に基づいて、令和5年10月16日に処分庁によって行われた出席停止の懲罰処分に対し、その取消しを求める審決申請を行った。
12月1日	自治紛争処理委員の任命
12月12日	第1回目審理
12月27日	処分庁が弁明書を提出
令和6年1月23日	申請人が反論書を提出
1月31日	第2回目審理
2月27日	第3回目審理として、申請人からの申立による口頭意見陳述を実施
3月26日	第4回目審理
6月3日	第5回目審理を行い、審理手続を終結
7月24日	第6回目審理を行い、自治紛争処理委員意見書の作成を決定し、知事に提出